

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
基本施策8 消防・救急体制の充実						
(1)消防力の充実・強化						
宇部・山陽小野田消防組合分担金支払事業			山陽小野田市と宇部市で組合費を負担し、一部事務組合を運営して消防広域化により常備消防業務を進めていくための負担金支払事業である。	R3以前～ R11以降	938,886	消防課
消防車両等整備事業費特別分担金支払事業			宇部・山陽小野田消防組合が実施する消防車両の更新及び新規導入事業に対し、分担金を支払う。 消防組合で使用している消防車両の中には老朽化による性能低下が著しく、各消防活動に支障をきたしている車両がある。そのため、計画的に消防車両を更新し、市民の安心、安全を確保する。 令和6年度については支援車(小野田消防署)、支援車(山陽消防署)を更新する。	R3以前～ R11以降	873	消防課
消防資機材整備事業費特別分担金支払事業			宇部・山陽小野田消防組合が実施する消防用ホースや防火衣等の消防資機材の整備事業に対し、分担金を支払う。 老朽化の著しい消防資機材を計画的に更新するとともに、新たに必要となる消防資機材の購入を行い、市民の安心、安全を確保する。 令和6年度は、防火服、消防用ホース、空気ボンベ等の更新を行う。	R3以前～ R11以降	2,448	消防課
消防庁舎等整備事業費特別分担金支払事業			宇部・山陽小野田消防組合が実施する消防庁舎改修等の施設整備事業に対し、分担金を支払う。 宇部・山陽小野田消防組合が使用する庁舎等で、老朽化が著しく、不具合が生じている庁舎を改善し、防災拠点を整備する。 令和6年度は、小野田消防署の蛍光灯照明のLED化改修工事を行う。	R3以前～ R11以降	1,852	消防課
公債費元利償還事業費特別分担金支払事業			宇部・山陽小野田消防組合が実施した過年度の事業に伴う公債費の償還に対し、分担金を支払う。 返済金額を基準財政需要額割又は両市協議による負担割で定め、特別分担金に計上する。	R3以前～ R11以降	56,641	消防課
消防指令センター充実強化事業費特別分担金支払事業			宇部・山陽小野田消防組合が実施する高機能消防指令センターの情報関係機器の整備事業に対し、分担金を支払う。 宇部・山陽小野田消防組合が管理・運営する「消防指令センター」は、市民の安心・安全を確保するため、定期的な機器更新が必要不可欠である。そのため、各機器の耐用年数等に応じ、整備から5～6年で、サーバ、パソコン、蓄電池等の情報関係機器の部分更新、10年目を目途に総合的な指令センター・デジタル無線設備の全体更新を行い、通信指令業務の充実強化を図る。	R3以前～ R6	4,091	消防課
消防ネットワーク再構築事業費特別分担金支払事業			宇部・山陽小野田消防組合が実施する消防ネットワークの運用・管理事業に対し、分担金を支払う。 消防組合のネットワークは、市民サービスに直結する指令システム、無線システムに使用されているほか、消防組合全体のシステム稼働をする上で必要不可欠なインフラであり、そのネットワークの回線使用料やデータセンター借上げ料等を支払うもの。	R3以前～ R11以降	4,266	消防課
消防指令センター更新事業費特別分担金支払事業			宇部・山陽小野田消防組合が実施する消防指令センターの更新事業に対し、分担金を支払う。 宇部・山陽小野田消防組合が管理・運営する消防指令センターは、市民の安心・安全を確保するため、その装置の耐用年数や保守限界期限等に併せて10年目を目途に消防指令システム・消防救急デジタル無線設備の全体更新を行う必要がある。 万が一、老朽化による不具合が発生しシステムが停止した場合、迅速かつ適切な災害対応ができず、市民全体に多大な不利益を与えることになり兼ねないため、消防指令センターの全体更新を実施し、通信指令業務の充実強化を図る。 令和6年度は、消防指令システムや消防救急デジタル無線の更新を行う。	R5～ R7	32,078	消防課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
山口県防災行政無線更新 事業費特別分担金支払事 業			山口県が実施する防災行政無線の更新事業に対し、負担金を支払う。 災害時等において、国・県・市町・消防・防災関係機関と情報伝達・情報収集を行うための通信手段である防災行政無線は、現設備の運用開始から15年が経過し老朽化が進行しており、保守部品の入手も困難になりつつあることから、災害時等に確実に通信手段を確保できるよう防災行政無線設備(衛星系・地上系)を更新するもの。	R6～ R6	6	消防課
消防水利施設設置事業 (消火栓)			市内には、消火栓の設置がない地区や自然水利のみの地区、消火栓の水量不足の地区など、水利不便地域が多く火災時の消火活動に支障をきたす場合もあるため、計画的に消火栓を新設していく。	R3以前～ R11以降	2,348	消防課
消防水利施設整備事業 (水道管路更新に係る消火 栓改良)			水道局が実施する老朽化した水道管の管路更新に合わせ、更新範囲にある消火栓の改良工事を実施していく。令和6年度は16基の消火栓改良工事を予定している。	R3以前～ R11以降	18,687	消防課
埴生出張所整備事業			現埴生出張所は老朽化が著しく、また狭隘であり雨漏りが酷く、防災施設としての適正を欠いている。そのため、新たに埴生出張所を建設するものである。 令和3年度に基本設計、造成設計、令和4年度に実施設計、地質調査、土地造成1期、令和4～5年度に土地造成2期、事前家屋調査、令和5～6年度に庁舎建設、令和6年度に解体工事設計、擁壁基礎工検討、令和6～7年度に外構工事1期、令和7年度に解体工事、イントラ移設、通信指令設備移設、令和8年度に外構工事2期、事後家屋調査を行う。	R3～ R8	329,613	消防課
小野田消防署及び山陽消防署照明器具LED化改修 事業			小野田消防署及び山陽消防署の照明器具に使用している水銀ランプは、2020年に製造中止となっており現在は入手困難であるため、ランプが切れた際に交換ができない。そのため、水銀ランプを使用している照明器具をLEDに交換することにより、照明器具の長寿命化を図る。	R6～ R6	12,509	消防課

(2) 消防団活動の推進

消防団活動の活性化事業			消防団は、その施設及び人員を活用して市民の生命、身体、財産を火災から保護し、諸災害を防除及び災害による被害を軽減し、市民の安心安全を確保する。よりよい活動を行うため、年額報酬、出動報酬等の支給、消防団車のデジタル無線保守、防火衣等安全装備品の更新等を行う。	R3以前～ R11以降	65,501	消防課
消防団装備改善事業			平成25年度に消防団員服制基準が改正された。これに伴い現在使用している消防団の活動服の生産が中止となることから、活動服を新基準のものに更新していく。現在の活動服は平成17年に作成しており18年が経過している。本市以外の県内の市はほとんど新基準の活動服を使用しており、5年計画で新基準のものに更新していく。	R3以前～ R6	1,606	消防課

基本施策9 防災体制の充実

(2) 防災体制等の充実

総合的防災体制整備事業 (経常)			市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から守ることは市の責務である。 災害に対し、迅速かつ的確に対応するためには、地域防災計画に基づき、市全体として組織立った活動が必要不可欠である。	R2以前～ R10以降	12,711	総務課
国民保護対策事業			山陽小野田市民国民保護計画に基づき、武力攻撃などから市民を保護するための措置を実施できるよう組織体制の整備や計画内容の市民への周知を図る。また、地方自治法第2条及び自衛隊法第97条の規定により、市の「第1号法定受託事務」として自衛官の募集に関する事務の一部を行うこととなっている。	R2以前～ R10以降	40	総務課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
総合防災訓練事業	1-(2)		災害対策基本法第48条の規定により、総合防災訓練の実施が義務付けられており、災害発生時に迅速かつ的確な行動をとるためには、市、防災関係機関、市民それぞれがとるべき行動を想定した実践的訓練が必要となる。なお、令和6年度は、新型コロナウイルス感染症などの影響により、しばらく実施できていなかった実動訓練を行う必要があり、感染対策に留意した実施手法を検討する必要がある。	R3以前～ R11以降	ゼロ予算	総務課
防災情報システム関係事業	1-(2)		災害時に、迅速な市民への防災情報の伝達は、被害を最小限に止めるため、必要不可欠である。また、気象情報、河川情報なども市の防災対策に必要不可欠であり、これらをより早く情報収集するためにも、保守及び整備が必要である。	R3以前～ R11以降	8,228	総務課
防災メール配信事業			災害時に、迅速な市民への防災情報の伝達は、被害を最小限に止めるため、必要不可欠である。防災メールは緊急時の有効な情報伝達手段の1つであり、その利用促進をより一層図る必要がある。また、大規模災害発生時に、より多くの職員の参集を可能とするため、全職員がメールを登録するよう促進する。	R2以前～ R10以降	1,231	総務課
防災ラジオ助成事業	1-(2)		FM山陽小野田(FMスマイルウェーブ)と連携し、防災ラジオを要配慮者利用施設や自主防災組織、一般世帯などに有償で配布することにより、災害時の情報収集を迅速にできるようにし、自発的な自助・共助の推進を図る。また以前から要望のあった多局放送に対応した防災ラジオの有償配布を令和4年度から行っている。	R3以前～ R11以降	ゼロ予算	総務課
防災情報システム関係事業(Jアラート関係)	1-(2)		市には、市民に避難指示等の気象情報及び災害情報等を伝える責務があり、防災ラジオや防災メール等の様々な手段を活用し伝達を行なっているが、情報の受け手、災害の種別、災害の段階、気象条件等によって、効果的な伝達手段が異なる。災害時においては、市民へ様々な情報を確実に伝達するために「一つの手段に頼らず、複数の災害情報伝達手段を組み合わせること。」及び「一つ一つの災害情報伝達手段を強靱化すること。」が重要となる。このことから、防災情報伝達システムとして、沿岸部におけるJアラート屋外スピーカー設備を整備してきたが、その他の地域については既存放送設備を利用したFM波連携により、災害情報伝達手段を拡充するもの。また、市長若しくは副市長が、出張時に大災害に遭遇した場合、確実に指示等情報伝達が行えるよう衛星電話を整備することで、避難情報等重要事項の決定を迅速化する。	R4～ R11以降	ゼロ予算	総務課
災害対策専門職員育成事業			昨今頻発している大規模災害に対して、市には迅速かつ的確な対応が強く求められており、災害対応の最前線に立つ市職員には、より一層の危機管理・防災に対する専門的知識の習得が必要となっている。災害対策に関する研修を総務課の職員を中心に、毎年一人ずつ受講させることにより、庁内全体に専門知識を有する職員が徐々に育成され、より災害に強い行政組織運営が可能となる。また、災害対策本部運営の中枢を担う防災危機管理監に「指揮統制」、「対策立案」に特化した専門研修を受講させることにより、自治体で災害対応を行うに当たり不可欠となる知識・技能を効率的に身につけさせる。また、本市で脆弱性の高い水害が多発する時期を除いて、被災地派遣依頼があれば、室員を積極的に派遣することで、横のつながりの強化と室員の知識及び経験の強化につなげる。	R2以前～ R10以降	217	総務課
災害対策本部等強化事業			災害対応として、現地に職員が赴く際、作業服では市職員であることが判別しづらく、市民など第三者から見ると市職員なのか事業者なのか判別がつかない。実際の災害時には、市民からの情報提供が確実に市に伝わるのが必須であり、市の職員であることが確実に視認できる防災服が必須である。現在、近隣市で市職員が防災服を着用していないのは本市のみであり、速やかに改善すべき事業である。また、対策本部を設置した場合、被害状況、活動状況、気象状況、避難所情報等多くの情報を集約し、共有することが重要となる。このようなことから、プロジェクター画面の多面化を行うことで、全ての情報を一括把握し災害対策本部員以外のすべての災害対策を行っている機関の職員も一目で情報を把握することが可能となることから、必要な資機材を配備し災害対策本部の強化を図る。	R2以前～ R10以降	250	総務課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
防災気象情報システム導入・運用事業	1-(2)	デジタル 化	近年の大雨がもたらす河川の氾濫は甚大な被害となり、本市が抱える河川も過去の例から見てもその危険性を持っている。そのため、気象状況をより迅速に把握することは市民の生命と財産を守るために大変重要である。 このようなことから令和3年度に河川監視カメラの設置を含む新たな防災気象情報システムを導入したが、本市は干拓地で低地が多いため、高潮及び津波被害の発生する可能性も高い。そのため、より正確で速い情報を市民へ伝達できるよう、市内の沿岸部に高潮及び津波被害を視認できる監視カメラを設置し、市民の迅速な自助・共助の避難行動に繋げていく。このことにより、市民が正確な潮の状況をさらに早期に確認することができるようになるとともに、高潮の確認のために職員が危険を冒すことなく災害対策本部内で迅速な情報把握ができるようになり、本市の目指す「逃げ遅れがゼロ」に資する。	R3～ R11以降	1,166	総務課
山口県防災行政無線再整備事業	1-(2)		山口県、各市町及び防災関係機関とが、災害時の情報収集・伝達手段の確保を目的に山口県防災行政無線を配備しているが、耐用年数経過による故障の多発や機器の部品供給が停止すること、また、第3世代自治体衛星通信機構の運用停止など、今後使用できなくなる。そのため令和4年度から県が設計業務を行ない、令和6年度に設計をもとに各市町により設置工事が始まる。	R4～ R6	17,000	総務課
避難所の運営事業			災害のため被害を受け、又は被害を受けるおそれがある者で、避難しなければならない者を一時的に収容し、保護する。	R2以前～ R10以降	5	社会福祉課
(2)地域防災力の向上						
自主防災組織等育成事業	1-(2)		自主防災組織の活動を活発かつ継続的なものにするため、防災資機材や訓練に要した経費の補助を行う。	R2以前～ R10以降	995	総務課
地域防災訓練事業	1-(2)		市民の防災意識の向上及び地区防災組織活動の充実等を図るため、地区防災組織が実施する防災訓練に対し経費を補助する	R2以前～ R10以降	1,100	総務課
防災士育成事業	1-(2)		自主防災組織の活動を充実させ、更に衰退させないためには、地域のリーダー的存在が不可欠である。そのため、地域の防災リーダーを育成するため、各地区の防災士育成を支援する。	R2以前～ R10以降	130	総務課
(3)市域の保全						
海岸防災事業負担金			山口県が定めた「山口県沿岸海岸保全基本計画」に基づき、高潮、波浪及び津波による被害から海岸背後の地域住民の生命や財産を防護するため、護岸、岸壁、排水機場などの県が管理する港湾施設を順次改修し、事業負担金を支出する。 本港地区、大浜地区、東高泊地区	R2以前～ R10以降	62,576	土木課
自然災害防止事業負担金 (海岸)			きららビーチ焼野は、夏季シーズンを海水浴場として活用しており、利用者が安全・快適に利用できるよう養浜整備や施設更新を行う必要がある。郡・津布田海岸は波浪により河川の河口が閉塞状態になっているため、土砂撤去を行い流下断面を確保する対策が必要である。 また、郡・津布田海岸の護岸については、老朽化が進み基礎部の洗掘や空洞化が見受けられるため、護岸の健全化を図ると共に、護岸のかさ上げによる高潮対策を実施する。	R2以前～ R10以降	18,600	土木課
土砂災害危険箇所整備事業(維持管理)			急傾斜地崩壊危険区域の指定を受けて対策工事を実施した箇所において、民家や崩壊防止施設に影響を及ぼすおそれのある雑木を伐採することで、崩壊防止施設の損傷及び災害の発生を防止する。	R2以前～ R10以降	300	土木課
小規模急傾斜地崩壊危険箇所対策事業			小規模急傾斜地崩壊危険箇所のひとつである江の内団地東側斜面は昭和60年の大雨で崩壊したため、急傾斜地崩壊危険区域に指定して対策工事を行った。地元自治会からの情報により、対策工事で施工した井桁ブロックに損傷があることを確認し、補修の必要があることから事業を実施する。	R6～ R6	2,500	土木課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
急傾斜地崩壊対策事業 (県事業)			危険な急傾斜地を急傾斜地崩壊危険区域に指定し、地域における安全の向上を図ることを目的に、山口県が社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金)を活用し事業を行う。市は、事業費の5%を負担金として負担する。	R2以前～ R10以降	4,000	土木課
雨水排水機場維持管理事業			山陽小野田市は、干拓地や埋立地などの低平地などが多いため過去に幾度も浸水被害を受けたため、その対策として雨水排水機場を整備してきた。その排水機場の適切な維持管理を行うことで、浸水被害を最小限に抑える。	R2以前～ R10以降	31,659	土木課
河川事務事業(経常)			市が管理する準用河川及び普通河川を適正に維持管理することにより流域の保全、防災に努める。 河川パトロール、構造物の維持修繕や河川占用事務を行う。	R2以前～ R10以降	300	土木課
河川寄州除去事業			準用河川及び普通河川における河道を健全に保ち、氾濫等の災害を未然に防ぐため、堆積土を撤去する。	R2以前～ R10以降	300	土木課
河川寄州除去事業(臨時)			準用河川及び普通河川における河道を健全に保ち、氾濫等の災害を未然に防ぐため、堆積土を撤去する。	R2以前～ R10以降	300	土木課
河川事務事業(臨時)			市が管理する準用河川及び普通河川を適正に維持管理することにより流域の保全、防災に努める。 河川パトロール、構造物の維持修繕や河川占用事務を行う。	R5～ R10以降	500	土木課
河川浚渫事業			市が管理する準用河川及び普通河川の中には、長い年月により土砂が堆積し河積阻害率(河道障害)が高まっている箇所がある。近年はゲリラ豪雨が頻繁しており、流下能力の低下による河川の氾濫が危惧されるため、緊急に実施すべき箇所について計画的に堆積土を浚渫する。	R2以前～ R10以降	16,000	土木課
河川整備事業			境川は、上流の殖生山溜池にその源を発し、山間を南西に流下し瀬戸内海に注ぐ流路約1.0kmの普通河川である。流域の土地利用は、大部分が山林で、下流部の平地には農地が広がり、国道190号沿いに民家が集中している。また、上流域の開発、山陽自動車道、国道など土地利用状況が変化している。当該河川は、未整備区間が複数点在しており、過去にも災害復旧を実施するなど被災履歴を有する。なお、台風や集中豪雨などによる河川堤防の越水も報告されており、河川整備が望まれている。 このような状況から、未整備区間の護岸を整備し治水安全度の向上を図る。	R5～ R9	10,000	土木課
北竜王遊水池環境整備事業			北竜王遊水池は、北竜王排水機場の調整池であるが、長年にわたり流入土砂が堆積しており調整池としての能力を低下させている。また、アシなどの雑草が育成して周辺の住環境にも悪影響を及ぼしている。 このため、毎年、遊水池内の草刈等を行う必要がある。	R2以前～ R10以降	1,800	土木課
北竜王遊水池環境整備事業(臨時分)			北竜王遊水池は、古開作排水機場の調整池であるが、長年の流入土砂の堆積が調整池としての能力を低下させるとともに、アシなどの雑草が育成して周辺の住環境にも悪影響を及ぼしている。 このため、毎年、遊水池内の草刈と堆積土砂の撤去を行う。	R5～ R10以降	ゼロ予算	土木課
アンダーパス排水施設整備事業			市道がJRの下を掘り下げて交差するアンダーパス部において、浸水を防止するため排水施設(排水ポンプ等)を設置している。浸水による車や人への被害を防止するために必要な排水施設であるが、設置してから長期間が経過していることから老朽化が進んでいる。そのため、排水ポンプ施設の更新を行い、施設の維持を行う。	R5～ R6	600	土木課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
排水機場整備事業			大雨時等における浸水被害を防止するため、排水機場(ポンプ場含む)を設置しているが、その多くが設置から数十年が経過しており老朽化が著しい。緊急時に正常に稼働するためには、定期的な点検の実施に加え適切な維持・修繕が必要である。また、且及び広瀬のアンダーパスについては、浸水時において速やかに通行止め措置を行えるよう緊急通報装置を設置する。	R5～ R10以降	ゼロ予算	土木課
雨水排水施設維持管理事業			雨水による浸水被害を防止するため、各施設の維持管理を行う。 ・雨水渠の排水能力を維持するためスクリーンの清掃及び維持管理 ・雨水調整池の役割を持つ叶松ため池の維持管理 ・若冲雨水ポンプ場の機能を保全するため若冲遊水池の維持管理	R2以前～ R10以降	1,177	下水道課
雨水排水ポンプ場維持管理事業			市内(公園通り第2排水区 245ha)における降雨時の雨水排除のため設置した若冲雨水排水ポンプ場の維持管理を行う。	R2以前～ R10以降	9,190	下水道課
砂防設備整備事業(県事業)			令和5年6月末から7月上旬にかけての梅雨前線豪雨により、溪流から土砂が流出し、周辺施設まで到達した。本溪流の下流周辺には、人家等があり、次期降雨等により土砂災害が発生するおそれが高いため、山口県が砂防設備である新設の溪流保全工の整備を行うものである。その事業費の一部を負担金として山口県に支払う。	R5～ R11以降	2,000	土木課
基幹水利施設ストックマネジメント事業(沖開作・古開作・後潟排水機場)			県営事業で整備した排水機場で、すでに機能診断や保全計画を策定している施設において、年次的にストックマネジメント事業で整備する。	R2以前～ R10以降	34,250	農林水産課
刈屋漁港海岸保全施設整備事業	1-(2)		刈屋漁港海岸の施設である西の浜排水機場は内水排除のため平成元年度に設置され、梅雨時期、台風襲来時などに3台のポンプが稼働しているが、築造から30年以上が経過し老朽化が激しい。このため令和2年度に策定した施設機能保全計画詳細設計に基づき施設の整備更新を行う。	R2以前～ R10以降	111,000	農林水産課
雨水排水ポンプ場維持管理事業			雨水排水ポンプ場の適切な維持管理により、低地の保全及び内水排除等に努める。	R2以前～ R10以降	6,775	農林水産課
県営海岸保全施設整備事業(松屋埴生)			堤防は天端高が不十分であり、陸間や水門・樋門等の施設の老朽化が進んでいる。そのため、高潮が発生した場合等にその機能が十分に果たせない恐れがあり、早急な改修が必要。事業実施期間は平成18～31年度。(～令和7年度に事業計画変更)整備延長は2,503m	R3以前～ R7	4,500	農林水産課
県営海岸保全施設整備事業(黒崎開作)			堤防は天端高が不十分であり、陸間や水門・樋門等の施設の老朽化が進んでいる。そのため、高潮が発生した場合等にその機能が十分に果たせない恐れがあり、早急な改修が必要。事業実施期間は平成17～33年度。(～令和6年度に事業計画変更)整備延長2,350m	R3以前～ R7	5,600	農林水産課
基本施策10 防犯・交通安全・空家等・消費者保護対策の推進						
(1)交通安全思想の普及						
交通安全事務			交通安全思想の普及徹底を図るため、各季の交通安全運動をはじめ、啓発活動、交通安全教育を推進するとともに、交通事故の未然防止を図るため、交通安全対策協議会を中心に警察署、交通安全協会等関係機関と緊密に連携し、交通事故防止活動を推進する。	R2以前～ R11以降	4,926	生活安全課
(2)交通安全環境の整備						
交通安全施設整備事業			市道の交通安全環境向上及び「未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急合同点検」における対策必要箇所について、区画線、道路反射鏡、防護柵などの安全施設を整備する。	R2以前～ R10以降	6,896	土木課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
道路照明整備事業			市道の交差点や横断歩道に道路照明を設置して、道路の安全を図る。	R2以前～ R10以降	1,048	土木課
街路灯整備促進事業(連続照明・経常)			市街地の安全や防犯対策として、スポンサー付街路灯(連続照明)を整備しているが、施設は老朽化しており、また、スポンサーが撤退するなど、街路灯管理団体による維持管理の運営が困難となっている。 そのため、駅前広場や、市役所関連施設の周囲、交差点等の街路灯は、市がスポンサーとなり管理団体による維持管理を支援する。	R2以前～ R10以降	1,110	土木課
街路灯整備促進事業(連続照明・臨時)			市街地の安全や防犯対策として、スポンサー付街路灯(連続照明)を整備しているが、施設は老朽化しており、また、スポンサーが撤退するなど、街路灯管理団体による維持管理の運営が困難となっている。 そのため、駅前広場や、市役所関連施設の周囲、交差点等の街路灯は、市がスポンサーとなり管理団体による維持管理を支援する。	R5～ R10以降	300	土木課
通学路安全対策事業			通学路の中には交通量が多く、歩道が設置されていない市道や、歩道が狭い市道があるため、道路管理者と学校・保護者・警察等が連携して安全対策を行う。 歩道の設置されていない等の危険箇所について、路側帯の整備や歩道の拡幅を行い通学路の安全向上を図る。	R2以前～ R10以降	81,000	土木課
(3)地域防犯対策の推進						
地域防犯対策推進事業			防犯活動を地域から展開するため、関係機関・団体が結集する防犯対策協議会の運営費の助成等を行う。	R2以前～ R11以降	1,934	生活安全課
防犯外灯助成事業			LED灯の防犯外灯を新たな場所に設置する(新設)経費及び蛍光灯等からLED灯への取替(LED灯化促進)を含む修理経費の一部を補助することで、自治会等の防犯活動を支援し、地域の安全の確保を図る。	R2以前～ R11以降	3,500	生活安全課
防犯カメラ設置補助事業			犯罪のない安全・安心なまちづくりに向けた地域の自主的な取組を支援するため、防犯カメラの新設経費の一部を補助する。 これにより、地域における不法投棄等や人目のつかない空き家、通学路等への不審者の出現等の犯罪の発生を抑制し、万が一犯罪が発生した場合においても防犯カメラの映像が早期解決の糸口となり、犯罪の発生の防止に寄与する。	R3～ R11以降	1,000	生活安全課
犯罪被害者等支援事業			犯罪被害者等の被害からの回復と被害の軽減を図り、犯罪被害者等を支える地域社会の形成に向け、総合的対応窓口での相談支援や他部署と連携した総合的な支援施策を推進する。 また、犯罪被害者等への見舞金を支給する。	R6～ R11以降	300	生活安全課
(4)空家等対策の推進						
管理不全な空家等対策の強化事業			空家等対策の推進に関する特別措置法第7条第1項の規定に基づく山陽小野田市空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会を開催し、同条第2項に規定する空家等に関する事項のほか、市の講ずる空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施する。 また、放置すれば特定空家等になるおそれのある空家等(管理不全空家等)に対し、国の定める管理指針に即した措置を市が指導・勧告する。 なお、勧告された空家等は住居利用が難しく、敷地に係る固定資産税の住宅用地特例(1/6等に減額)は解除される。	R2以前～ R10以降	161	生活安全課
空家等の適正管理の啓発事業			空家等の管理責任は、第一義的に所有者等にあり、自らの責任により的確に対応することが前提であることから、このことについて周知徹底するため、空き家セミナーを開催し管理不全空家等の発生の抑制を図る。	R2以前～ R10以降	45	生活安全課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
特定空家等除却事業			著しく周辺に悪影響を及ぼしている管理不全の空家等を特定空家等に認定し、空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「空家法」という。)に基づく措置を行い、それでもなお改善されない場合は、行政代執行により特定空家等を除却する。また財産管理人の選任請求について、空家等の適切な管理のために特に必要があると認めるときは、市長が選任請求することが可能となったため、財産管理人制度を活用した解決方法も取り入れ、空き家問題の解決に繋げる。	R2以前～ R10以降	17,030	生活安全課
空家等放置問題対策としてのサポート事業(臨時)			空家等管理システムにて、苦情等に即座に対応できるよう空家等の情報を適切に管理し、事務の効率化を図るとともに、所有者の特定のため、相続人調査を実施する。	R2以前～ R10以降	50	生活安全課
空き家リソース活用事業			活用可能な空き家の所有者に対し、活用に向けた意向調査を行い、空き家バンクへの登録を促し、空き家の流通を促進させる。加えて、空き家を地域コミュニティの維持、再生並びに活性化に資する用途に使用する場合の改修費用の一部を補助する「地域コミュニティスペース促進事業補助金」を新たに創設し、空き家の有効活用を推進する。	R6～ R10以降	1,286	生活安全課
空家等の適正管理の補助事業			今後、空家等の増加が見込まれ、それがもたらす問題が一層深刻化することが懸念されることから、引き続き空家等の発生抑制、利活用、除却等の取組を強力に推進する必要がある。空家等の所有者等が自らの意思で財産を守り、その価値を維持していくという強い意識を持つことが大切であることから、所有者等の負担軽減を図るための各種補助金を交付することにより空家等対策を進める。	R2以前～ R10以降	9,500	生活安全課

(5)消費生活の安全確保

消費者保護事業			高齢者等を中心に消費者被害が深刻化しているため、悪質商法による消費者被害の防止に努める。また、商品の適正な表示の検査や消費生活サポーターとして消費者団体の育成に取り組む。	R2以前～ R10以降	162	生活安全課
地方消費者行政活性化事業			国民生活センター主催の研修会への参加や法律専門家に法律助言業務を委託すること等により、消費者安全法に規定されている消費生活センターの機能強化及び相談員等の資質向上を目指す。また、高齢者等の消費者被害を防止するために民生委員等見守りを実施する団体との連携を強化する。交付金等を活用して整備した体制を今後も維持・推進する。	R2以前～ R10以降	7,664	生活安全課
消費者安全確保地域協議会設置事業			高齢者等は、悪質商法の標的とされやすく、消費者被害が認識されにくい状況にある。平成26年の消費者安全法改正により、地方公共団体は地域で活動する様々な団体や個人を構成員とした消費者安全確保地域協議会を設置し、消費生活上、特に配慮を要する消費者の見守り等の取組を行うことができることとされている。高齢者等の消費者被害を防止するため、国及び県から設置を求められている地域見守りネットワークとして、令和4年12月に消費者安全確保地域協議会を設置した。	R4～ R10以降	12	生活安全課

基本施策11 地域づくりの推進

(1)持続可能な地域づくりの推進

地域運営組織推進事業	1-(1)	スマイル エイジ ング	地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす方々が中心となって、様々な地域課題の解決に向けた取組を継続的に実践することを目的とした地域運営組織の形成を推進する。 令和6年度は、地域運営組織を形成した地区に対する財政的支援・人的支援を強化する。 【地域づくり交付金】 これまでの市から地域に対して交付している補助金を一本化し、地域運営組織を形成した地域に対して一括交付することで、地域が自らの裁量で各事業への配分や使途の決定ができる仕組みとする。 【地域づくり政策アドバイザー設置事業】 地域づくり政策アドバイザーを引き続き設置し、地域運営組織の運営・活動を支援する。	R3～ R10以降	28,779	市民活動推進課
------------	-------	-------------------	---	--------------	--------	---------

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
集落支援員設置事業	1ー(1)		集落支援員とは、地域の実情に詳しく、地域づくりの推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携して、地域への目配りとして、地域の巡回、状況把握等を行う者である。 本市では、「地域づくり支援員」として、地域運営組織の形成に向けた地域住民との話し合いの場や検討会の運営支援、地域運営組織形成後の事務局機能といった役割を担う。 地域づくり支援員は、各地区に1人の配置を基本とし、各地域交流センターに配置する。(計 11名配置予定)	R5～ R10以降	22,859	市民活動推進課
(2)市民活動の支援						
ふるさとづくり推進事業		スマイル エイジン グ	市ふるさとづくり協議会、校区ふるさとづくり協議会の運営又は実施事業に対して、補助金を交付することで、地域の特色ある活動を支援する。市ふるさとづくり協議会の運営については、庶務、会計ともにほぼ自立して行っており、今後は事務局としてのサポートは行いつつも、完全自立に向けて、さらに指導・助言していく。 有帆ふるさとづくり協議会に対してふるさと創生事業により整備したほたる飼育施設の維持管理及び飼育に必要な経費の一部を助成することで、その活動を支援する。 R6年度から創設する「地域づくり交付金(一括交付金)」に統合する対象補助金(校区ふるさとづくり協議会補助金、ほたる飼育管理助成金のみ)	R2以前～ R10以降	3,116	市民活動推進課
地域振興諸行事支援事業		スマイル エイジン グ	各種団体が開催するイベントに係る経費の一部を補助することで地域振興と交流促進を図る。 補助対象:全10事業	R2以前～ R10以降	2,260	市民活動推進課
自治会組織活性化事業		スマイル エイジン グ	地域コミュニティの維持発展のため、単位自治会に対して運営費補助金を交付し、その自主的活動を支援する。単位自治会への広報紙等の文書配布については、市広報紙の発行回数、令和5年5月より、これまでの月2回から月1回に変更されたことにあわせて、自治会の自治会便にかかる業務軽減を目的に月2回から月1回に変更した。また、地域コミュニティの維持発展のため、自治会連合会に対して運営費補助金を交付し、その自主的活動を支援することで、市内全域での活動の活性化を図り、自治会加入世帯の維持・確保を進める。	R2以前～ R10以降	65,120	市民活動推進課
自治会館建設補助事業			地域コミュニティの活動拠点である自治会館の建設、用地取得、増改築等に係る経費を補助することで、地域住民の交流の場として利用を促進し、地域社会の発展と福祉の向上を図る。 ○補助対象・限度額:建設 600万円、修理 60万円、増築・改築 180万円、用地取得 330万円 それぞれ補助率1/2 ○R5.12月時点で修理4件、増改築1件の要望があり待機中(年度内に2件の要望予定) ●R6年度計画:待機の5件プラスR5年度中の要望書提出予定1件分の予算を確保する。また、補助金交付要綱を改正し、建物を借用した自治会館を補助対象とする予定。 空き家を活用した自治会館の整備については、空き家対策総合支援事業の活用も検討中。	R2以前～ R10以降	3,300	市民活動推進課
市民活動センター推進事業	1ー(1)		LABV事業による新施設(ASKUEA)に、市民が主体的に地域課題解決に取り組む市民活動の支援を目的とした山陽小野田市民活動センターを設置する。 ○名称 山陽小野田市民活動センター ○位置 山陽小野田市中央二丁目3番1号(LABV事業による新施設(ASKUEA)内) ○施設内容 交流ホール、会議室(1～5)、作業スペース、PCカウンター、ロッカー等 ○供用開始日 令和6年4月1日 ○施設管理・運営 指定管理者(アクティオ株式会社)	R6～ R10以降	68,631	市民活動推進課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
(3)地域の拠点づくりの推進						
社会教育士育成事業	1-(1)	スマイル エジン グ	地域自らが多様化、複雑化する地域課題解決に向けた取組を 実践していくには、地域住民、団体、市、企業等の多様な主体 のコーディネート役が必要である。その役割を担う中間支援的 人材として「社会教育士」を育成するため、社会教育士資格取 得に必要な講習や養成課程を受けさせる。 ◆R6年度取得予定人数:1人 (R4年度取得人数:2人、R5年度 取得人数:1人) ◆受講計画(開催地未定) ・期間:18日想定 ・受講場所:広島大学想定	R4～ R8	335	市民活動推 進課
本山地域交流センター管 理運営事業	1-(1)		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を 市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多様 化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として 「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及 び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運 営を行う。	R4～ R10以降	8,654	市民活動推 進課
赤崎地域交流センター管 理運営事業	1-(1)		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を 市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多様 化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として 「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及 び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運 営を行う。	R4～ R10以降	9,630	市民活動推 進課
須恵地域交流センター管 理運営事業	1-(1)		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を 市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多様 化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として 「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及 び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運 営を行う。	R4～ R10以降	7,421	市民活動推 進課
小野田地域交流センター 管理運営事業	1-(1)		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を 市長部局に移管し、多様化、複雑化する地域課題解決に向 けた地域の拠点施設として「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及 び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運 営を行う。	R4～ R10以降	341	市民活動推 進課
高泊地域交流センター管 理運営事業	1-(1)		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を 市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多様 化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として 「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及 び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運 営を行う。	R4～ R10以降	7,168	市民活動推 進課
高千帆地域交流センター 管理運営事業	1-(1)		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を 市長部局に移管し、多様化、複雑化する地域課題解決に向 けた地域の拠点施設として「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及 び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運 営を行う。	R4～ R10以降	7,467	市民活動推 進課
高千帆地域交流センター 分館管理運営事業	1-(1)		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を 市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多様 化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として 「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及 び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運 営を行う。	R4～ R10以降	8,050	市民活動推 進課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
有帆地域交流センター管理運営事業	1-(1)		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多様化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4～ R10以降	8,234	市民活動推進課
厚狭地域交流センター管理運営事業	1-(1)		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、多様化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4～ R10以降	430	市民活動推進課
出合地域交流センター管理運営事業	1-(1)		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、多様化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4～ R10以降	6,033	市民活動推進課
厚陽地域交流センター管理運営事業	1-(1)		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、多様化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4～ R10以降	5,954	市民活動推進課
埴生地域交流センター管理運営事業	1-(1)		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、多様化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4～ R10以降	10,139	市民活動推進課
地域交流センター管理運営事業	1-(1)		全地域交流センターを総括した管理運営を行う。 各センターが抱える問題や課題、取組等を共有・協議する場であるセンター長会議を開催する。	R4～ R10以降	6,323	市民活動推進課
地域交流センター整備事業			令和4年4月1日から各地区の公民館(福祉会館)を市長部局に移管し、多様化、複雑化する地域課題の解決に取り組むための地域の拠点として「地域交流センター」を設置した。 地域交流センター化に伴い、施設に必要な改修や環境改善整備を計画的に行うことで、だれもが利用しやすいセンターを目指す。 R3年度:看板改修 R4年度:旧福祉会館の風呂廃止等に伴う水道管減径(7センター) R5年度:施設改善のための修繕・備品購入等、スロープの手すり設置 R6年度:老朽化した機の更新、消防設備修繕	R4～ R9以降	4,254	市民活動推進課
地域交流センター施設空調機更新事業			老朽化した地域交流センター空調設備について、20年を目途に計画的に更新していく予定としているが、近年の猛暑等の影響により、エアコンの故障が多発している。 R6年度は赤崎、有帆の2センターを更新する。 (赤崎)交流室1 (有帆)会議室、研修室、調理室、図書室、事務室 …図書室(1台)は機器移設 R7年度以降は、高泊地域交流センターの各室をはじめ、機器の状況を踏まえて年次的に更新する。	R2以前～ R10以降	5,610	市民活動推進課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
地域交流センターコミュニティ体育館LED化事業			5館ある地域交流センター併設のコミュニティ体育館(赤崎は大講堂、高千帆は軽運動室)及び敷地内の外灯に使用されている水銀灯のLED化を図ることにより、利便性の向上と快適な施設環境を提供し、あわせてCO2削減と電気代節減による経費節減を図る。 (R5年度)赤崎、高千帆、高泊 (R6年度)本山(体育館:18基、外灯:6基)、有帆(体育館:18基、外灯:5基)	R5～ R6	12,688	市民活動推進課
地域交流センター自家用電気工作物改修事業			各センターに設置されている自家用電気工作物の老朽化が進んでいるため、計画的に更新する。 (赤崎:昭和60年、須恵:昭和61年、高泊:昭和61年、出合:昭和55年、厚狭:昭和51年 法定耐用年数15年) なお、施設の契約電気料等からキュービクルが不要と判断された場合は、低圧受電へ変更し、経費の節減を図る。 (R5年度)出合、高泊のキュービクルを廃止し、低圧受電に切り替える工事を行う。 (R6年度)赤崎キュービクル更新	R4～ R6	28,479	市民活動推進課
地域交流センター複写機等更新事業			地域交流センター(12センター)の複写機と印刷機を、計画的に更新していく。 複写機:5年間の長期継続契約によるリース契約の更新 印刷機:10年ごとを目途に機器の購入 R6年度は、 ・複写機5センター(須恵、有帆、厚狭、出合、埴生) ・印刷機1センター(須恵)の更新を行う。 以降、複写機はR9に5センターのリース更新、印刷機は毎年1台ずつの購入を予定。	R4～ R10以降	1,171	市民活動推進課
地域交流センターデジタル化推進事業			地域住民による主体的な地域課題解決の取組には、デジタルの活用が不可欠であることから、地域の拠点である地域交流センターにおいてデジタル化の推進を図る。令和5年度は、コロナ禍を契機にオンラインによる会議や講座のニーズに対応するため、11センターにインターネット環境を整備した。これらの環境を活用して、令和6年度は、各センターにおいて地域住民を対象としたデジタルに関する講習会を開催し、スマホ操作やインターネットの使い方、各種デジタルサービスの利用方法等を学ぶとともに、デジタル機器に対する不安感や苦手意識の解消に取り組むことで、デジタルデバイドの解消とデジタルを活用した地域づくりの土台作りに取り組む。令和7年度以降については、取組を更に進めるため、各センターに会議用の大型モニター等を整備し、遠方講師によるオンライン講座、各種会議や研修等に活用するほか、市民活動センターとタイアップしたサテライト講座に対応し、地域交流センターと市民活動センターがつつがなる仕組みづくりを進める予定としている。	R5～ R10以降	1,500	市民活動推進課
(4) 消防力の充実・強化						
地域おこし協力隊受入事業			中山間地域では、住民の減少や高齢化に伴い、耕作放棄地の増大、集落機能の低下が著しい地域がある。地域資源を活用した農林水産業の振興や生活環境の整備、地域住民の担い手となる人材を育成、確保していく中で、地域課題を解決するための施策を推進し地域住民を主体とした持続可能な中山間地域を目指す。その手法として地域おこし協力隊を設置する。 なお、予算の内訳としては令和4年度に川上地域での地域おこし協力隊に応募され、令和5年度に着任された方1名の活動費である。	R2以前～ R10以降	4,823	地域活性化室
中山間地域振興事業			中山間地域が抱える様々な課題を解決していくためには、地域住民による自主的・主体的な活動を展開することが必要である。住民相互の話し合いやワークショップ等を通じて、住民が自主的・主体的に地域の将来像や具体的な目標、行動計画を定めると共に、地域課題の解決に向けた取組を支援する。	R2以前～ R10以降	142	地域活性化室

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
中山間地域づくり推進事業 (経常)			中山間地域においては、農林業従事者の減少、高齢化の進行により、荒廃した森林や耕作放棄地が増大している。また、担い手の減少、高齢化により集落機能の維持が困難となる地域もある。このため、地域資源を活用した農林水産業の振興や生活環境の整備、地域住民の担い手となる人材の育成・確保など、地域の課題解決のための施策を推進し、地域住民を主体とした持続可能な中山間地域の活性化を図る。	R2以前～ R10以降	54	地域活性化室
基本施策12 人権尊重のまちづくり						
(1)人権教育・啓発の推進						
人権啓発等推進事業			人権啓発活動地方委託事業である、「人権の花運動」、「ヒューマンフェスタさんようおのだ」、「人権講座」を実施し、様々な対象者に対して人権啓発を図る。 また、人権啓発担当職員の資質向上のため、県主催人権ふれあいフェスティバルや人権関係団体主催の研修会に参加する。	R2以前～ R10以降	502	市民活動推進課
福祉援護資金貸付金償還事業			同和福祉援護資金貸付金の償還額を収納、徴収し、前年度の収納実績に応じて算出された償還額で県費補助金へ償還する。新規貸付は平成13年度をもって終了している。	R2以前～ R10以降	620	市民活動推進課
人権教育推進事業			人権意識の高揚をめざし、市民の豊かな人権感覚をさらに培うとともに、これまでの実践の過程や成果、課題を踏まえ、企業・職場を含めた地域社会における人権教育を組織的・計画的に推進する。①地域・企業における人権教育の推進 ②人権啓発作品の募集 ③企業人権教育研修会の開催 ④人権尊重のための学習機会の充実など。	R2以前～ R10以降	445	社会教育課
平和教育推進事業			平和教育で学ぶ重要主題として、争いや命について取り上げ、次世代を担う青少年(中学生)を対象とした取組みを進めていく。 近年は、戦争の実像として「被爆ひろしまの語り部の話」を直接聞くことで、平和の尊さについて考える場としている。	R2以前～ R10以降	95	社会教育課
人権教育推進協議会事業			地区自治会・校長会・PTA連合会・保護司会・子ども会・人権擁護委員・連合女性会等で構成する人権教育推進協議会を設置し、年3回程度開催して、主に①今年度の人権教育推進計画、②人権教育推進講座、ヒューマンフェスタさんようおのだ、③次年度への課題、④人権課題などを協議する。	R2以前～ R10以降	228	社会教育課
(2)人権擁護体制の充実						
DV相談事業			複雑・多様化する配偶者等からの暴力の被害者に関する様々な相談に応じるとともに、その態様に応じた適切な援助を行うため、令和3年度から「DV相談員」を設置している。おり、令和6年度から法改正により「女性相談支援員」に名称変更された。DV女性相談支援員には専門的な知識が必要であることから、知識の習得と業務の質の向上を図るため、専門機関が実施する専門的・実践的な研修に積極的に参加する必要がある。 また、被害者拡大防止のためのDVの予防・啓発活動にも取り組むとともに、「市配偶者等暴力相談支援連絡協議会」を開催し、関係機関との情報の共有を図る。	R2以前～ R10以降	3,554	市民活動推進課
人権擁護活動推進事業			基本的人権を尊重し、人権侵害被害者を迅速に救済するため、人権擁護委員法により委嘱された人権擁護委員の活動を支援する。人権擁護委員制度を市民へ周知するとともに、人権擁護委員による「特設人権相談所」を開設し、定期的な相談の場を提供する。また本市の委員が所属する宇部人権擁護委員協議会へ財政的支援を行う。	R2以前～ R10以降	216	市民活動推進課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
(3)男女共同参画社会の推進						
男女共同参画推進事業			○男女共同参画プランに基づく事業の推進 第4次さんようおのだ男女共同参画プラン(計画期間:R5～R8)に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた取組を実施する。 ○山陽小野田市男女共同参画審議会の開催 男女共同参画審議会を開催し、市が行った事業の検証や意見を取り入れPDCAサイクルを回していく。 ○男女共同参画の日記念事業の実施 10月1日の男女共同参画の日に関連した講座や啓発イベント等を開催する。 ○男女共同参画啓発パンフレットの作成 男女共同参画推進の啓発を目的としたパンフレットを作成する。	R2以前～ R10以降	500	市民活動推進課
女性団体連絡協議会等支援事業		スマイル エイジン グ	女性団体連絡協議会(女性リーダー)と行政の協働を通じ、女性のネットワーク連携を維持し、男女共同参画社会作りに向けて必要不可欠な、女性の連携体制の維持、拡張に努め、共に社会的課題とその問題解決に向けて効果的な事業を実施する。	R2以前～ R10以降	176	市民活動推進課
基本施策13 自然環境の保全・循環型社会の形成						
(1)リサイクルの推進						
リサイクル活動支援事業			エコ・ライフの普及啓発に取り組み、リサイクル活動をはじめとする循環型社会の形成を促進するため、資源ごみの再利用化を推進した団体に対して奨励金を交付する。	R3以前～ R11以降	900	環境課
生ごみ処理容器購入補助事業			一般家庭から排出される生ごみの減量化を促進し、併せてごみの堆肥化による資源の有効利用を図るため、生ごみ処理容器の購入にかかる補助金を交付する。補助金の額は、生ごみ処理容器の購入費の2分の1で、その限度額は非電動式生ごみ処理容器1基につき1,500円、ダンボールコンポスト500円、電動式生ごみ処理機2万円である。	R3以前～ R11以降	165	環境課
(2)地球温暖化対策の推進						
環境展開催事業			おのだサンパークを会場として、6月上旬に環境展を開催し、市内の環境、生活環境、リサイクル関係のパネル展示等を行っている	R2以前～ R10以降	151	環境課
山陽小野田市省エネルギー推進事業			山陽小野田市役所の省エネルギー活動を効果的に推進することを目的として「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく「エネルギー管理標準」を設定し、エネルギー消費効率の向上及び効果的な使用に努め、エネルギー消費改善を図る	R2以前～ R10以降	31	環境課
山陽小野田市地球温暖化対策地域協議会事業			地球温暖化防止を目的とした地球温暖化対策地域協議会の事務局として協議会活動を支援するとともに財政的支援も併せて行う	R2以前～ R10以降	130	環境課
(3)環境・公害監視の推進						
環境・公害監視事業			国の環境基準や水質汚濁防止法、企業との環境保全協定の協定値等の超過を監視し、企業の進出時の事前評価の基礎資料等とする。また、公害を発生さないよう企業に対する指導や環境展等での啓発に寄与することにより、公害のない、市民の健康で文化的な生活を確保する上において快適で良好な生活環境の保全、確保に努める。	R2以前～ R10以降	5,263	環境課
大気汚染物質測定用櫓維持整備事業			大気汚染の状況を把握するために市内19箇所に設置しているデポジットゲージや大気汚染物質測定用の櫓について、塗装やゲージの取替えなどの定期的な修繕を行う。	R2以前～ R10以降	584	環境課
環境・公害監視事業(環境保全)			市内協定締結企業を中心に工場からの大気・水質・騒音及び振動について調査している。また、市内の大気や水質等の状況についても環境基準の適合状況を調査している。	R2以前～ R10以降	2,429	環境課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
環境審議会事業			工場の新增設等、重大な案件は環境審議会に諮問し、答申を得たうえで市が承認する。	R2以前～ R10以降	288	環境課
(4)環境美化・生活衛生の向上						
廃棄品等処理事業			現在、分析に使用した毒劇物や一般試薬の廃棄品類は、毒物及び劇物取締法に基づき、薬品庫等で厳重に保管しているが、万一、地震や津波、高潮、内水氾濫等の災害が発生した場合、環境調査センターから廃棄品類が近隣民家や河川、海域などの公共用水域に漏洩する危険性があるため、危機管理上、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、定期的に廃棄品類を処理する。 また、環境調査センター内の廃棄品類以外の金属類や廃ガラス器具、廃プラスチックなどの産業廃棄物も、労働環境の改善あるいは保管スペースの問題から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理する。	R2以前～ R10以降	154	環境課
ごみ収納箱設置支援事業			本市はステーション方式でごみを収集しており、ごみステーションには自治会がごみ収納箱を設置し、管理している。そのごみステーションにごみ収納箱を設置又は修繕した自治会に補助金を交付する。補助率は経費の50%(上限20,000円)。	R3以前～ R11以降	1,100	環境課
狂犬病予防、犬・猫保護等 関連事業			狂犬病は人間にも感染し、死亡率が非常に高い病気で、蔓延を予防するために狂犬病予防法が制定され、犬には年1回の予防接種が義務付けられているので、市内各所で予防注射を実施している。	R3以前～ R11以降	131	環境課
動物等死体回収業務委託 事業			令和5年9月から、公共施設、道路等で発見された動物等死体回収業務を民間委託している。動物の死体回収件数は年々増加傾向にあり、昼夜・休日を問わず回収の依頼が入ることや、死体回収という精神的負担が大きいため、民間委託し、職員の労働環境の改善を図る。	R5～ R11以降	1,650	環境課
飼い主のいない猫不妊・去 勢手術補助事業			環境省発行の「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」において、飼い主のいない猫に係る不妊・去勢手術の推進が推奨されている。年々増加する飼い主のいない猫による生活環境トラブルの減少を図るため、及び猫の殺処分の減少のため、市民が率先して行う飼い主のいない猫に係る不妊・去勢手術費用の補助を行う。	R5～ R11以降	1,200	環境課
環境美化向上事業			市民に対して、ごみ問題に関する意識の向上を図るため、環境衛生推進団体とも共働して環境美化に対する啓発を行う。また、環境衛生に関する苦情処理を積極的に行う。	R3以前～ R11以降	468	環境課
アダプトプログラム事業			本事業は、自分たちの街は自分たちできれいにしようという理念の下、市民と市が協働で行う美化・緑化活動である。活動は個人でも団体でも参加でき、市はその活動に対してごみ袋や清掃用具を支給し、集められたごみの回収・処理を行う。また、参加者の保険加入も行っている。	R3以前～ R11以降	233	環境課
放置自動車処理事業			放置自動車により生ずる障害を除去することにより、公共の場所の美観及び機能を保持し、もって市民の快適な生活環境を確保する。	R3以前～ R11以降	8,776	環境課
生活衛生向上事業			公衆衛生の向上を図るため、山陽地区の天満宮と渡場の2箇所に設置されている公衆便所を管理している。	R3以前～ R11以降	252	環境課
埋火葬関連事業			火葬業務は市の固有の事務であり、恒久的に安定的な処理が求められている。新火葬場は、令和元年7月1日から供用開始し指定管理者による運営等が行われている。火葬炉の保証期間が終了しているため、令和4年度からは修繕費が必要になる。	R3以前～ R11以降	29,411	環境課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
埋火葬関連事業(臨時分)			火葬業務は市の固有の事務であり、恒久的に安定的な処理が求められている。山陽小野田市斎場は、令和元年7月1日から供用開始し指定管理者による運営等が行われている。火葬炉の保証期間が終了するため、R4年度からは修繕費が必要になっている。	R4～ R11以降	6,105	環境課
霊園管理整備事業			小野田霊園について、69,591㎡と広大である。市営墓地の経営者として、年間を通して草刈や立木の伐採などを中心に維持管理を行っていく。	R3以前～ R11以降	1,936	環境課
(5)一般廃棄物処理の推進						
一般廃棄物(ごみ)処理事業			一般廃棄物(ごみ)処理事業	R2以前～ R10以降	164,149	環境課
焼却灰セメント原料化事業			県内市町が参画する山口エコタウン基本構想事業で、ごみ焼却灰(主灰及び飛灰)のセメント原料化を行う。	R2以前～ R10以降	96,241	環境課
環境衛生センター長期(包括)運転管理事業			環境衛生センター(ごみ焼却施設)の安定的な運営及び施設・設備の長寿命化を図るため、施設の運転管理・用役調達管理・維持補修等の施設運営業務を一括して委託する長期包括方式を導入する。契約期間は8年間。	R3～ R10以降	471,323	環境課
一般廃棄物(ごみ)収集運搬業務委託事業			環境衛生センターの人員体制について、技能労務職員の退職不補充に対し、会計年度任用職員による人員補充を行っているが、収集業務に従事する職員数は会計年度任用職員が半数をすでに超えており、技能労務職員の収集車両運転手については今後充足できない状況が懸念される。安定的な収集・処理体制を維持するため、環境衛生センターの収集業務等について、段階的に民間委託を導入する。	R5～ R10以降	71,757	環境課
小野田浄化センター維持整備事業			小野田浄化センターは、し尿と浄化槽汚泥を処理する施設であり、安定稼働が求められている。設備機器等に不具合等が発生した場合は、処理に支障が生じないように、速やかに修繕する。	R2以前～ R10以降	3,000	環境課
小野田浄化センター定期整備事業			小野田浄化センターは稼働開始から34年が経過し、経年劣化の進行が深刻な状態になっている。現在、小野田浄化センターを下水投入施設として新設する事業を並行して行っているが、現施設が稼働している限り、し尿と浄化槽汚泥の処理が必要のため、設備の更新、分解整備、修繕等を行い、安定稼働を維持する。水質汚濁防止法届出の全窒素・全りん測定機器のアフターサービスが終了したため、同機を購入する。	R2以前～ R10以降	28,789	環境課
小野田浄化センター法定検査実施事業			「クレーン等安全規則」、「フロン排出抑制法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」に基づき、専門業者及びコンサルタントによる設備の安全と機能の保全を図るための検査を実施する。	R2以前～ R10以降	8,255	環境課
小野田浄化センター脱水汚泥搬送業務事業			小野田浄化センターの処理工程で発生した、脱水汚泥及び脱水し渣を環境衛生センターで中間処理するため、搬送業務を委託する。	R2以前～ R10以降	3,410	環境課
一般廃棄物(し尿等)処理事業			「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその関係法令に従い、許可業者が収集したし尿及び浄化槽汚泥の処理・処分を行う。 「水質汚濁防止法」及びその関係法令で定める規制基準値を遵守した処理水を排出できるよう、設備の点検整備や修繕及び物品の調達等の維持管理業務を行う。	R2以前～ R10以降	77,913	環境課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
小野田浄化センター運転 管理業務委託事業			許可業者が収集したし尿及び浄化槽汚泥を廃棄物の処理及び 清掃に関する法律に従い処理・処分を行う。 水質汚濁防止法及び関係法令が定める規制基準値を遵守し た処理水を排出できるよう、設備の運転及び維持管理、設備機 器のメンテナンス等を専門業者に委託する。	R2以前～ R10以降	62,832	環境課
山陽地区一般廃棄物(し尿 等)処理事業			山陽地区で発生するし尿及び浄化槽汚泥を許可業者が収 集・運搬し山陽中継所より小野田浄化センターへ搬送する。	R2以前～ R10以降	27,178	環境課
小野田浄化センター施設 整備事業			小野田浄化センター(し尿処理施設)の老朽化に伴い、手法と して総合的に優れている下水道との共同処理を行う「し尿受入 施設」の整備を進めることで、し尿の安定的な処理の継続を図 る。この事業は下水道課との共同事業になるとともに、予算に ついては下水道会計での計上が必要であることから、施設整備 及び維持管理に係る費用をし尿処理負担金として下水道会計 に支払うものとする。	R4～ R10以降	250	環境課
美祢市災害し尿等処理事 業			令和5年7月豪雨により美祢市衛生センター(し尿処理場)が浸 水し機能不全となったことにより支援要請を受け、小野田浄化 センターにおいて美祢市分の一部を受入処理する。受け入れ たし尿の処理費については美祢市に応分の負担を求める。	R5～ R6	9,511	環境課
一般廃棄物処理基本計画 改訂事業			「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項に規定の 一般廃棄物処理基本計画の見直しを行う。 計画期間は令和2年度から令和16年度であり、令和6年度は 基本計画の中間目標年度である。	R6～ R6	9,900	環境課
(6)森林・里山環境の保全						
河川海岸保全事業			山陽地区において、昭和38年から毎年7月頃に、「河川海岸清 掃大会」と称して全体参加者約5千人の、大規模な清掃活動を 実施しており、地域の環境保全を推進する。	R3以前～ R11以降	520	環境課
生活環境保全林整備事業			菩提寺山市民の森の維持管理を行う。給水施設保守管理、清 掃、下刈り、受光伐・防火帯整備等を行なう。	R2以前～ R10以降	3,248	農林水産課
地域が育む豊かな森林づ くり推進事業			繁茂竹林の伐採や広葉樹の植栽、野生鳥獣の隠れ家となる藪 の整備など、地域づくり活動等に意欲のある集落周辺の里山 林の一体的整備を行なう。 令和6年度は引き続き川上地区において、繁茂竹林の伐採を 行う予定。	R2以前～ R10以降	2,000	農林水産課
環境保全型農業推進事業			地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動 に取り組む農業者に対して、当該営農活動の実施に伴う追加 的なコストを支援することにより、農業分野の有する環境保全 機能を一層発揮させるため、10aあたり12千円の補助金を交付 する。	R2以前～ R10以降	109	農林水産課
多面的機能推進事業			担い手に集中している水路農道等の維持管理、補修を地域全 体で実施することにより、担い手の負担を軽減し、耕作放棄地 の発生を防止する。また、農業用施設の更新を行うことで作業 環境を改善する。令和5年度に平成30年度に活動を休止した 活動組織が1組織活動を再開した。今後は活動農用地面積を 維持していくことが目標となる。	R3以前～ R11以降	57,834	農林水産課
中山間地域等直接支払交 付事業			中山間地域等直接支払制度は、条件不利地の農業生産活動 や農村生活の維持、耕作放棄地の防止などを目的としている。 現在5地区が市と協定を結び、協定農用地の管理、水路・農道 等の維持・管理活動を実践している。 第四期対策期間(平成27年度～31年度・5力年) 第五期対策期間(令和2年度～6年度・5力年)	R3以前～ R11以降	3,212	農林水産課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
市民農園管理運営事業			一般市民が農業体験を通して、収穫の喜びを味わうことができるよう市民農園を開設し、適正に管理運営できるように努め、都市住民が農業とふれあう場を確保する。※烏帽子岩:44区画(1区画:25㎡)・高栄:45区画(同:30㎡)・沓山田:26区画(同:26㎡)。使用料:3,000円/区画・年	R2以前～ R10以降	334	農林水産課
基本施策14 国際交流・地域間交流の推進						
(1)国際交流・地域間交流の推進						
国際交流推進事業			本市における国際交流に関わる関係機関・団体で組織する市国際交流協会の財政支援・人的支援を行うことで、市民レベルの国際交流を促進し、国際的な理解と国際感覚豊かな人材の育成を図る。	R2以前～ R10以降	358	市民活動推進課
中学生海外派遣事業			本市とモートンベイ市は、R4年8月に姉妹都市提携30周年を迎え、新たに友好都市として協定を締結した。両市は、今後も学生の海外派遣等による交流を深めることを誓い、これを契機に友好関係を強化していく。 親善大使として中学生をモートンベイ市へ派遣し、両市の友好親善と相互理解を深めるとともに、広い視野と国際感覚を備えた次代を担う人材の育成を図る。 新型コロナウイルス感染症対策のため、R2年度からR4年度までの3年間は派遣事業を中止したが、R5年度に4年ぶりに実施した。なお、事業実施にあたり、大幅な予算不足や委託業者の選定に苦慮したため、R6年度以降について、事業全体の見直しを実施することとした。 令和6年度以降は、派遣生徒の経験を生かし、モートンベイ市と派遣生徒以外の生徒の交流をインターネット等を活用して実施し、派遣生徒以外の生徒の人材育成にも繋がる取組を実施する。	R2以前～ R10以降	4,490	市民活動推進課
友好都市交流推進事業			本市は、R4年8月にモートンベイ市との姉妹都市提携30周年を迎え、新たに友好都市として協定を締結した。 友好都市協定の締結を機に、R4年度は、サビエル高等学校とモートンベイ市レッドクリフステートハイスクールの高校生とのオンライン交流を実施、R5年度には、モートンベイ市・山陽小野田市オンライン市長会談を開催した。さらに10月には、モートンベイ市の経済開発部門最高責任者が本市を訪問するなど、両市の交流が進んでいる。 令和6年度については、引き続き、モートンベイ市・山陽小野田市オンライン市長会談を実施することに加え、レッドクリフステートハイスクールからの高校生(25～30名)が本市を訪問することとなっているため、さらなる友好都市間交流の充実を図る。また、両市の交流に関する情報発信について、市ホームページ等を活用し、積極的な情報発信に取り組む。	R6～ R11以降	248	市民活動推進課
(2)多文化共生の推進						
多文化共生推進事業		スマイル エイジン グ	本市における外国人(主にオールドカマー)の人口は、R5.8月末時点で841人となっており、年々増加傾向にあるため、多文化共生の観点から学習支援や国際交流などの事業の必要性が高まっている。 本市在住の外国人との交流等を通じて、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築き、地域社会の構成員として共に生活していくための環境整備が必要である。 R3年度からは市国際交流協会が実施主体となり山陽地区で新たに日本語教室を開設したが、運営方法が課題となっている。 R6年度からは市が実施主体となり、市国際交流協会に委託することで、持続可能で安定的な教室運営を目指す。	R4～ R10以降	1,157	市民活動推進課
基本施策15 シティセールス・移住定住の推進						
(1)シティセールスの推進						
シティセールス推進事業	3ー(1)	スマイル エイジン グ	「活力と笑顔あふれるまち～スマイルシティ山陽小野田～」の実現に向けて策定した、市シティセールス推進指針に基づき、全庁を挙げて諸施策を推進するため、シティセールス推進本部(庁内)を開催する。また、市の認知度の向上を図り、交流人口の増加、移住・定住促進につなげるため、市の魅力を市内外に発信するとともに、ロゴマークとイメージカラー「オレンジ」を積極的に活用する。	R2以前～ R11以降	741	シティセールス課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
シティセールスPR強化事業	3-(1)	デジタル 化	ロゴマークやポスターを用いたPRを継続しながら、デジタルを活用したPRを実施する。ターゲットは、本市を認知していない首都圏の方とし、本市に振り向いてもらう仕掛けとして、多くのユーザーを持つデジタル媒体でPR広告を行う。首都圏をメインターゲットとすることで、新たな交流人口の創出や関係人口、移住者獲得の促進を図る。	R2以前～ R11以降	1,111	シティセールス課
ハロウィンイベント実施事業		スマイル エイジン グ	市のイメージカラー「オレンジ」との親和性が高く、若者に人気のハロウィンに着目し、10月中旬に、市の魅力発信ブース等の出展やステージショー等の参加型イベント「スマイル・ハロウィンパーティー」を開催する。市の魅力を大々的にPRするとともに、同イベントに関わった人に本市に対する誇りや愛着を持っていただくきっかけとする。また、10月の1か月間とし、「デジタルスタンブラリー」等のイベントを実施することで、市内全域における交流人口の増加を狙う。市内若者団体や大学、関係組織などの自発的なイベントとしていく。	R2以前～ R10以降	5,000	シティセールス課
わがまちの魅力発信事業			レノファ山口をはじめとするプロスポーツの試合等の場を活用し、市の魅力のPRを実施することで、市の認知度の向上や交流人口の増加、サポート寄附金の確保を図る。令和6年度は、マツダスタジアム(広島市)でのわがまち魅力発信隊への参加、維新みらいふスタジアム(山口市)でのレノファ山口ホームゲーム等でPRブースの設置を行う。	R2以前～ R11以降	731	シティセールス課
シティセールスガイドブック作成事業			本市の魅力や住みよさを市内外にPRするため、令和2年1月、シティセールスガイドブック「SO smile」を作成した(4,000部、B5横型28ページ)。市役所、各支所などの公共施設への設置やホームページに掲載するとともに、山口宇部空港、東京や大阪などの県移住相談窓口、商業施設や住宅展示場、不動産会社等にも配布している。また、本市への転入時に配布したり、移住フェア等で配布するなどして、本市の魅力や住みよさをPRしている。毎年度、課名の変更や施設名称の修正等を行い、内容を最新の状態にして増刷を行っており、令和6年度も、内容を最新の状態に修正、増刷し、今まで配布してきた施設への補充、移住フェアなどでの配布を行い、本市のPRに活用していく。	R2以前～ R11以降	1,083	シティセールス課
スマイルプランナー運営事業	2-(3)	スマイル エイジン グ	本市が目指す都市の姿に共感し、好きなまちをより良いまちにしようと、主体的に、かつ、相互に協力しながらまちづくりに参画する本市と本市のファンとの又は本市のファンをスマイルプランナーとして登録する制度を設置することで、本市と本市のファンとの又は本市のファン同士の情報共有を容易にし、相互に連携しながら「協創によるまちづくり」を推進する。	R3以前～ R11以降	376	シティセールス課
(2)移住・定住の推進						
転入奨励金交付事業			定住人口の増加による市の活性化を目的として制定した「山陽小野田市転入促進条例」は、令和5年1月1日をもって廃止した。条件によっては制度廃止後も新規交付対象となる場合があるため、転入して住宅を取得した交付対象者に対して、取得した住宅の家屋部分の固定資産税相当額を転入奨励金として5年間交付する。	R2以前～ R11以降	20,323	シティセールス課
UJIターン推進・支援事業	3-(1)		移住関係機関との連携強化及び多くの移住検討者との関係性構築のため、県央で共同出展する移住フェアや、ふるさと回帰支援センターが主催する移住フェア等へ積極的に参加する。移住支援員を活用した移住相談を実施して、移住検討者との関係性構築、お試し暮らしの利用促進へ繋げる。	R2以前～ R11以降	1,334	シティセールス課
移住就業・創業支援事業			国において、東京一極集中の是正を図り、UJIターンを促進するとともに、人手不足に直面する地域の企業の人材確保を図るため、移住支援を実施しており、本市においても県と連携しながら当事業を実施することにより東京圏からの移住及び就業、創業、テレワークを支援する。令和6年度は、近年、特にテレワーク移住の相談が増えてきていることから、市独自の移住支援金として「IT人材移住支援金」を創設した。	R2以前～ R11以降	11,100	シティセールス課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
移住定住プロモーション事業	3-(1)		移住検討者へ向けた暮らしに役立つ情報及び市の「住みよさ」から見た魅力を情報発信するため、令和3年度に開設した移住定住情報ポータルサイト「SMILE LIFE」の運営を行うとともに、移住者インタビューの内容を追加するなど、様々な属性の移住検討者へマッチした多様な情報を発信していく。またリーフレットについても、公共施設や観光施設、山口宇部空港、東京や大阪の県移住相談窓口を設置するとともに、本市の魅力である「住みよさ」をPRし、本市での暮らしをイメージしやすくするツールとして窓口や移住フェアなどでの移住相談で活用し、移住定住を推進していく。	R3～ R11以降	945	シティセールス課
スマイルシティ・ライフ体験事業	3-(1)		移住検討者に対し、本市への理解を深め移住の契機となるよう、丁寧に相談に応じ、短期の滞在を通して、本市のまちの雰囲気や生活環境等を体験できる機会（スマイルシティ・ライフ）を提供することにより、本市への移住促進を図る。R6年度は、移住支援員による相談対応、情報発信を行うとともに、お試し暮らしをしっかりと移住検討者に活用してもらうため、積極的に外部に発信し、本市の認知度の向上を図る。また、お試し暮らし利用者を移住に導くためのフォローアップを行うため、市主催のオンラインセミナーを開催するなど様々な手法により移住検討者との接触を図る。	R4～ R11以降	12,428	シティセールス課
地域おこし協力隊募集・受入事業	3-(1)		市内全域において、地域力の維持・強化を図るための「地域協力活動」の担い手として、地域おこし協力隊員を募集し、受け入れる。シティセールス課が隊員の受け入れを希望する担当課と共同で隊員募集のPRを行うことで、地域おこし協力隊に興味を持つ方と移住希望者に向けて、一括したPRを実施するとともに、移住の前後における相談体制を提供することで、隊員の定住率の向上を目指す。	R5～ R10以降	10,421	シティセールス課